

特定工場等に係る騒音・振動の届出

はじめに

指定地域内で、特定施設を設置する工場・事業場（特定工場等）では、「騒音規制法」「振動規制法」及び「山形県生活環境の保全等に関する条例」に基づく騒音又は振動の特定施設設置（使用）届出が必要です。

また、一定規模以上の施設では「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づく届出も必要になります。

指定地域 工業専用地域を除く用途地域になります。

特定施設 一覧表を参照してください。

届出

特定施設設置（使用）届出書

届出書の名称	適 用	届 出 期 限	届出部数
特定施設設置届出書	新たに特定施設を設置する場合	工事開始の30日前	2 部
特定施設使用届出書	○法律等の改正により使用している施設が特定施設に指定された場合 ○新たに指定地域に指定された場合	指定を受けた日から30日以内	
添付書類 ※A4（又はA3）用紙	①付近見取図 ②位置図 ③工場配置図 ④騒音（振動）防止の方法		

※1 騒音・振動の両法に該当する施設を有する場合は、それぞれについて届出が必要です。

※2 法及び県条例に基づく特定施設を両方とも有する場合には、県条例に基づく届出の提出は必要ありません。

届出先 酒田市環境衛生課まで提出して下さい。

998-0104

酒田市広栄町三丁目133

酒田市役所 環境衛生課 環境保全係

TEL 0234-31-0933

FAX 0234-31-0932

その他の変更届出書 ※下記の事項に該当する場合にも届出が必要です。

届出書の名称	適 用	届 出 期 限	届出部数
氏名等変更届出書	すでに届け出た、① 住所・所在地 ② 氏名・名称 ③ 代表者名 のうち一部、またはすべてが変更の場合	変更があった日より 30日以内	2部
特定施設使用全廃届出書	特定施設のすべての使用を廃止した場合		
承継届出書	○特定工場等に設置する特定施設の全て を譲り受け、又は借り受けた場合 ○相続又は合併があった場合		
特定施設の種類及び 能力毎の数変更届出書	騒音：2倍をこえて増加する場合 振動：単に増加する場合	変更に係る工事開 始の日の30日前	
特定施設の使用の方法 変更届出書	使用開始時刻の繰り上げ、又は 使用終了時刻の繰り下げを伴う場合		
騒音（振動）防止の方法 変更届出書	騒音又は振動の大きさの増加を伴う場合		

※1 数変更届出書・使用方法変更届出書には、以下の添付書類を付して提出して下さい。

- ① 付近見取図 ② 工場配置図

※2 防止方法変更届出書には、以下の添付書類を付して提出して下さい。

- ③ 変更前後の、騒音（振動）防止の方法

※3 各添付書類は、A4（又はA3）の用紙をご使用ください。

※届出書及び各添付書類の記載例については別紙をご参照下さい。

特定工場等に関する騒音・振動規制基準

区分	騒音 (dB)				振動 (dB)			
	区域の区分	朝 6:00~ 8:00	昼 8:00~ 19:00	夕 19:00~ 21:00	夜 21:00~ 6:00	区域の区分	朝 6:00~ 19:00	夜 19:00~ 8:00
用途地域								
住居専用地域	第1種区域	45	50	45	45	第1種区域	60	55
住居地域	第2種区域	50	55	50	45			
商業系の地域 準工業地域	第3種区域	60	65	60	50	第2種区域	65	60
工業地域	第4種区域	65	70	65	55			

※ 基準値は、敷地境界線上における騒音・振動の大きさです。

特定施設設置の届出事項

- ア 住所及び氏名・名称
(法人の場合は、法人登記した住所及び名称並びに代表者氏名)
- イ 工場又は事業場の名称
- ウ 特定施設の種類ごとの数
- エ 工場又は事業場の事業内容
- オ 常時使用する従業員数
- カ 特定施設の形式及び公称能力
- キ 通常の日における、種類ごとの特定施設使用開始時刻及び終了時刻
- ※ 添付書類 位置図、付近見取図、工場配置図、騒音(振動)防止の方法
各添付書類は、A4(又はA3)の用紙をご使用ください。

記入時の注意事項

- ・届出が法、条例いずれによるものか確認すること。
- ・騒音と振動のどちらの届出か、あるいは両方の届出を要するか確認すること。
- ・氏名とは、個人経営であるような場合に記入する。
- ・法人の、住所及び名称並びに代表者氏名は、法人登記したものを記入すること。
- ・工場又は事業場の所在地とは、特定施設を設置しようとする工場又は事業場の所在地である。
- ・騒音又は振動の防止方法は、採用している方法全てについて箇条書きで記載すること。
- ・サイレンサー、吸音ダクト等については、メーカー、形式、大きさ等を記載すること。
- ・付近見取図は、東西南北の表示等を入れること。
- ・付近見取図は、必要に応じ、隣地の状況、敷地面積等も明記すること。
- ・付近見取図は、必要に応じ、特定建設作業現場から敷地境界線までの距離も明記すること。

公害防止管理者等を必要とする工場等

一定規模以上の施設では「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づいて公害防止管理者等の選任が必要になります。公害防止管理者は資格が必要です。
指定地域は工業専用地域を除く用途地域になります。

(1) 公害防止管理者

対象施設等			公害防止管理者の種類	資格者
騒音	機械プレス	呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。	騒音関係公害防止管理者	騒音
	鍛造機	落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。		
振動	液圧プレス	矯正プレスを除き、呼び加圧能力が2,941キロニュートン以上のものに限る。	振動関係公害防止管理者	振動
	機械プレス	呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。		
	鍛造機	落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。		

(注) 1 対象業種は「製造業（物品の加工業を含む）」、「電気供給業」、「ガス供給業」、「熱供給業」になります。

2 騒音・振動のみに該当する場合、市に提出してください。

(大気・水質等のそれ以外の施設で該当の場合は県提出のこと。併設の場合も同様。)

(2) 公害防止統括者、公害防止主任管理者

	必要な工場	資格者
公害防止統括者	公害防止管理者が必要な工場のうち、常時使用する従業員の数が21人以上の工場	工場において業務の実施を統括管理する者、いわゆる工場長であること
公害防止主任管理者	公害防止管理者が必要な工場のうち、大気関係、水質関係の両施設があり、排出ガス量4万m ³ N/時以上であり、かつ排出水量1万m ³ /日以上	大気1種か3種と水質1種か3種との資格を併せ持つ者又は公害防止主任管理者

届 出

届出書の名称	備 考	提出期限	届出部数
公害防止統括者（公害防止統括者の代理人）選任・（死亡・解任）届出書		選任等があった日より30日以内	2部
公害防止管理者（公害防止管理者の代理人）選任・（死亡・解任）届出書	資格を有することの証明書を添付すること		
承継届出書			
相続同意証明書			
相続証明書			

(記載例)

様式第1号の2
 特定施設設置（使用）届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

酒田市長 ○ ○ ○ ○ 殿

住所 酒田市〇〇町〇丁目〇-〇
 届出者氏名 (株)酒田工業
 代表取締役 酒田 太郎 印
 電話番号 ××××-××-××××

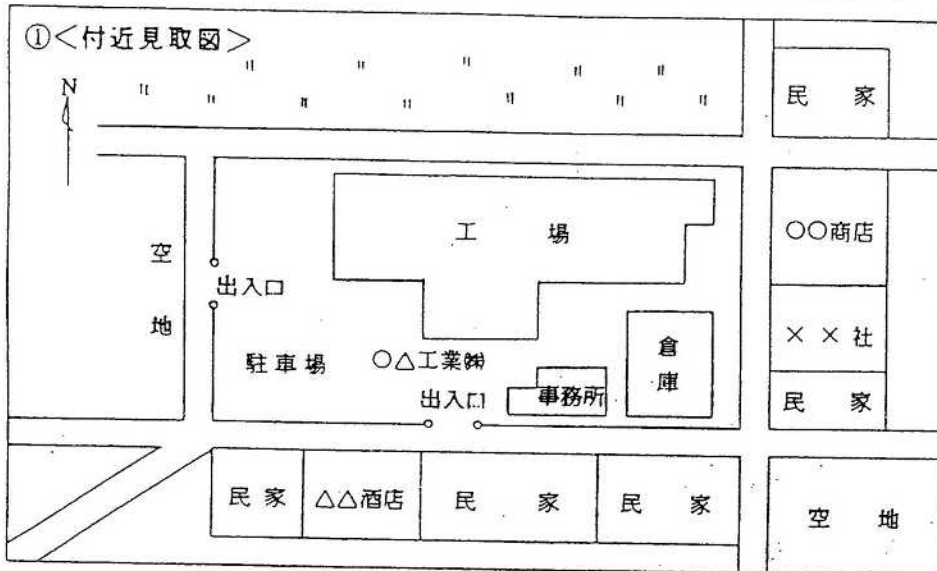
山形県生活環境の保全等に関する条例 ~~第7条第2項~~ の規定により、騒音 に係る特定施設の
~~第7条の2第2項~~ **設置** ~~第8条第3項~~ **振動**
使用 について、次のとおり届け出ます。

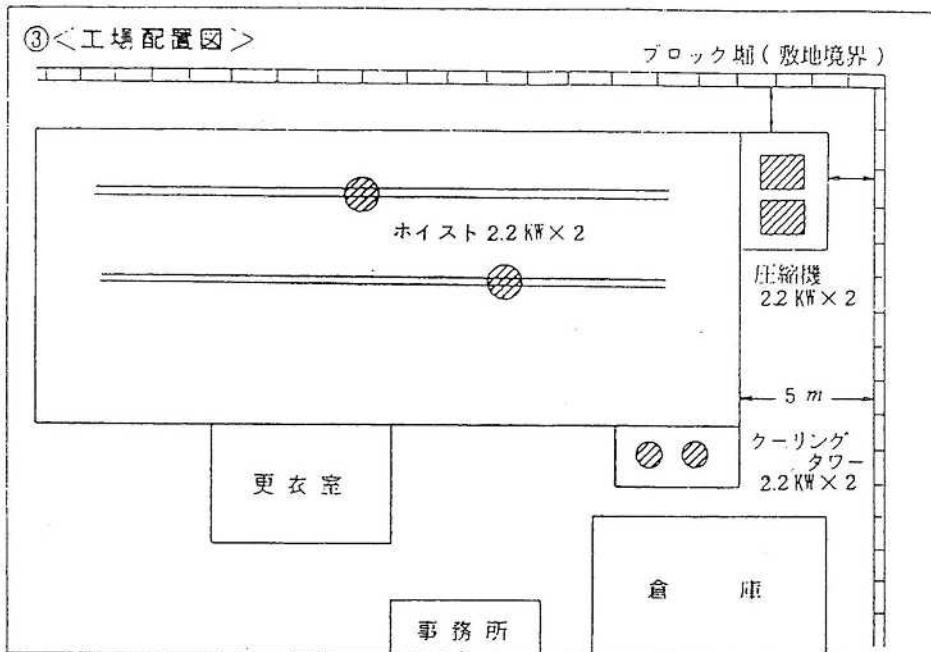
工場又は事業場の名称	(株)酒田工業		TEL ××-××××	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	〒×××-×××× 〇〇市		用途地域 住宅	※受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の事業内容	金属製品製造業 (自動車部品)			※施設番号	
常時使用する従業員数	20名			※審査結果	
規制基準の遵守の方法	別紙のとおり。			※備考	
特定施設の種類の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)
(2)-イ 空気圧縮機	〇〇製〇〇型	2.2kw	2	6時	17時
(2)-ハ クーリングタワー	〇〇製〇〇型	2.2kw	2	8時	17時
(12)-ロ ホイスト	〇〇製〇〇型	2.2kw	2	8時	17時
公害防止担当部課 (担当者氏名)	総務部 〇〇課 (山形二郎)				

- 備考 1 「特定施設の種類の種類」の欄には、山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第1に掲げる号番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときは、その記号並びに名称を記入すること。
 2 「規制基準の遵守の方法」の記入については、騒音にあっては、消音器の設置、音源室内での防音措置、遮音壁の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を、振動にあってはつり基礎、直接指示基礎（板ばね、コイルばね等を使用するもの）、空気ばねの設置等振動の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
 3 ※印の欄には、記載しないこと。

添付書類

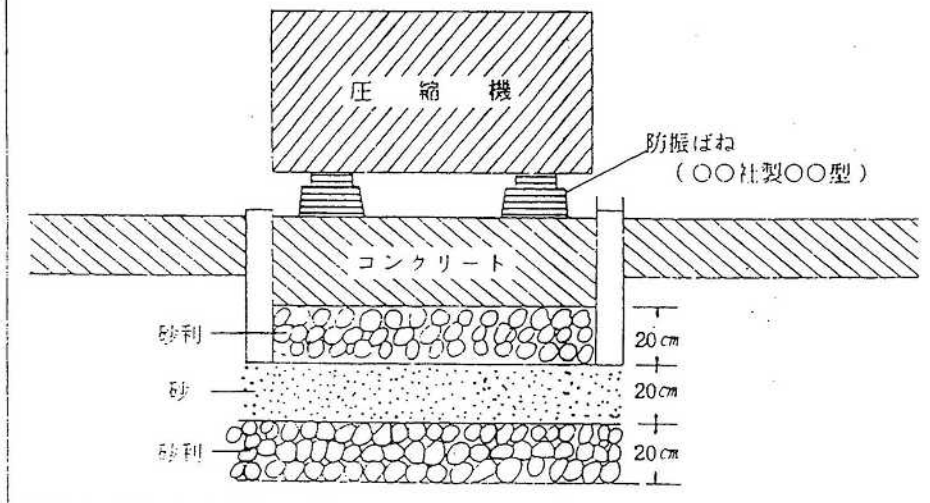
※ 添付書類は、それぞれ A4 版又は A3 版の用紙に記載して下さい。





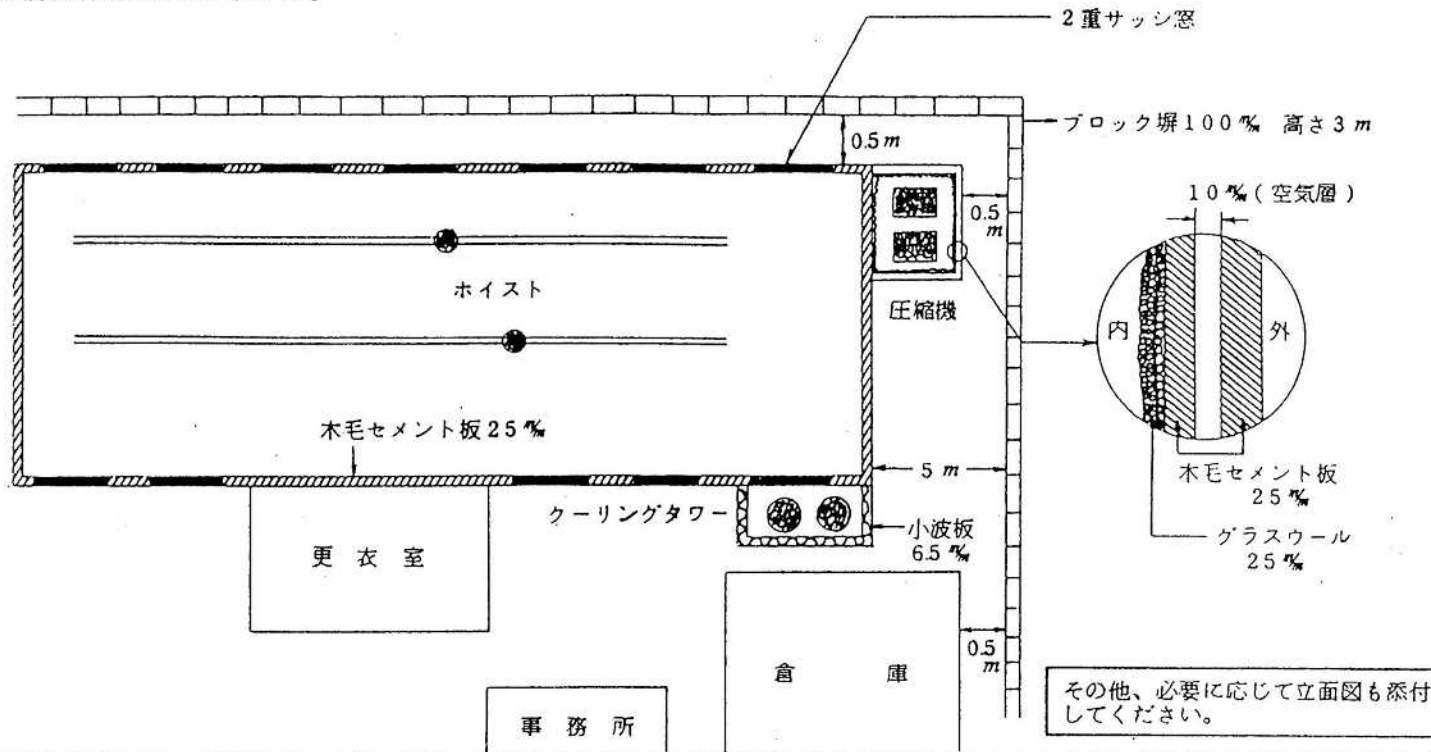
④ <振動防止の方法>

- (1) 圧縮機と基礎の間に、弾性支持ばねを取り付ける。
- (2) 圧縮機の基礎と建物の基礎を別構造とする。



④ <騒音防止の方法>

- (1) 工場の窓は2重サッシ窓にし、夏場でも開放しない。
- (2) 工場の敷地境界には、高さ3mの防音壁を設置する。
- (3) コンプレッサー室の壁を2重にし、音がもれないようにする。
- (4) コンプレッサー室の内壁と、工場内に吸音材を貼りつける。
- (5) 深夜の作業は極力さける。



施設の名称		騒音				振動						
		県条例		法律		県条例		法律				
		山形県生活環境保全等に関する条例 (規則 別表第1 - 1)		騒音規制法 (施行令 別表第1)		山形県生活環境保全等に関する条例 (規則 別表第1 - 2)		振動規制法 (施行令 別表第1)				
金属加工機械	圧延機械	(1)	イ	2.2kw以上～22.5kw未満	(1)	イ	22.5kw以上					
	製管機械					ロ	すべて					
	ベンディングマシン		ロ	2.2kw以上～3.7kw未満		ハ	ロ - ル式で3.75kw以上					
	液圧プレス		ハ	矯正プレスであって 2.2kw以上		ニ	矯正プレスを除くすべて					
	機械プレス		二	呼び加圧294kg以上未満		ホ	294kg以上					
	せん断機		ホ	2.2kw以上～3.7kw以下		ヘ	3.75kw以上					
	鍛造機					ト	すべて					
	ワイヤ - フォ - ミングマシン					チ	すべて					
	プラスト (タンプラスト以外で密閉式を除く)		ヘ	2.2kw以上		リ	タンプラスト以外で密閉式 を除く					
	タンブラ - 切断機					又	すべて					
	自動旋盤		ト	2.2kw以上		ル	といしを用いるものに限る					
	平削盤		チ	2.2kw以上								
	フライス盤		リ	2.2kw以上								
	研磨機		又	2.2kw以上								
	高速切断機 (といしを用いるもの以外のもの で、2.2KW以上のものに限る)		ル	2.2kw以上								
ニュー - マチックハンマ -	ヲ	2.2kw以上										
圧縮機及び送風機	圧縮機(騒音については空気圧縮機のみ)	(2)	イ	2.2kw以上～7.5kw未満	(2)		7.5kw以上	(2)	7.5kw以上			
	送風機		ロ	2.2kw以上～7.5kw未満								
	ク - リングタワー		ハ	2.2kw以上								
土石用破砕機等	土石、鉱物用の破砕機械、磨砕機、 ふるい、分級機	(3)		2.2kw以上～7.5kw未満	(3)		7.5kw以上	(1)	2.2kw以上 7.5kw未満	(3)	7.5kw以上	
織機	織機				(4)	原動機を用いるものに限る			(4)	原動機を用いるものに限る		
繊維機械	打綿機	(4)	イ	2.2kw以上								
	混打綿機		ロ	2.2kw以上								
	自動回転かせ染機		ハ	2.2kw以上								
	工業用ミシン		ニ	原動機付3台以上								
	撚糸機		ホ	原動機付								
	自動編物機械		ヘ	原動機付								
建設用資材製造機械	コンクリートプラント (気泡プラントを除く)	(5)	イ	混練容量0.45m ³ 未満	(5)	イ	混練容量 0.45m ³ 以上					
	コンクリートブロック製造機械 (コンクリートブロックマシン)		ロ	出力合計 2.2kw以上		(2)	イ			出力合計 2.2kw 以上 2.9kw以下	(5)	出力合計 2.95kw以上
	コンクリート管、柱製造器		ハ	出力合計 2.2kw以上			ロ			出力合計 2.2kw 以上 10kw未満		出力合計 10kw以上
	アスファルトプラント		ニ	混練重量200kg未満		ロ	混練重量 200kg以上					

施設の名称		騒音				振動				
		県条例		法律		県条例		法律		
		山形県生活環境保全に関する条例 (規則 別表第1 - 1)		騒音規制法 (施行令 別表第1)		山形県生活環境保全に関する条例 (規則 別表第1 - 2)		振動規制法 (施行令 別表第1)		
穀物用製粉機	穀物用製粉機 (ロ-ル式)	(6)	2.2kw以上~7.5kw未満	(6)	7.5kw以上					
木材加工機械	ドラムバ-カ-	(7)	イ 製材用 2.2kw以上~ 15kw未満 ロ 製材用 2.2kw以上~ 15kw未満	(7)	イ すべて	二 製材用 15kw以上 木工用 2.25kw以上 ホ 製材用 15kw以上 木工用 2.25kw以上 ヘ 2.25kw以上	(6)	イ すべて		
	チップ-				ロ 2.25kw以上			ロ 2.2kw以上		
	碎木機				ハ すべて					
	帯のご盤									
	丸のご盤									
	かんな盤									
抄紙機(騒規法)	抄紙機			(8)	すべて					
ゴム練用又は合成樹脂練用のロ-ル機							(8)	カンダ-ロ-ル機以外で 30kw以上		
紙工機械	コルゲ-トマシン	(8)	イ 2.2kw以上 ロ 2.2kw以上 ハ 2.2kw以上 ニ 2.2kw以上							
	ステッチャ-									
	ロ-タリ-スリッタ-									
	ホルダ-グルア									
印刷機械				(9)	原動機を使用するもの		(7)	2.2kw以上		
合成樹脂用射出成形機					(10)	すべて		(9)	すべて	
鋳造型機	鋳造型機	(9)	イ ジョルト式以外で2.2kw以上						(10)	ジョルト式に限る
	ダイカスト機		ロ 2.2kw以上							
石材加工機械	石材引割機	(10)	イ 2.2kw以上							
	研磨機		ロ 2.2kw以上							
缶洗浄機	缶洗浄機	(11)	2.2kw以上							
起重機械	クレーン	(12)	イ 2.2kw以上							
	ホイスト		ロ 2.2kw以上							

備考

- ・「kw」表示のものは原動機の出力を示す (1馬力は0.75kwに相当する)
- ・1重量キログラム = 9.80665ニュートン (294キロニュートン = 30重量トン)